

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第二百九十六号

次の者に対し児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十六年七月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

西伯郡淀江町字淀江五百六十番地 中西壽美子

◇鳥取縣告示第二百九十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五條第二項による児童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十六年七月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年七月十日 火曜日
第二千二百二十五号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

施設 種別	経営 主体	施設 名称	施設 の長	施設 所在地	定員	認可 年月日
保育 所	個人	聖 ア テ レ ジ ン ゴ ッ ト 、 フ リ ー ド 、 ウ オ ル シ ユ	東 伯 郡 倉 吉 町 大 字 瀨 崎 二 七 番 地	三 三 三 ノ 三 番 地	六 〇	昭 和 二 十 六 年 四 月 一 日

◇鳥取縣告示第二百九十八号

昭和二十六年初秋蚕期検定供用繭採取立会人を次のように指定する。

昭和二十六年七月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年初秋蚕期検定供用繭採取立会人

所 属	職 氏 名
蚕業取締所郡家支所	技師 井手野末春
同 浜村同	同 横山 忠治
同 倉吉同	同 木村 活壽

同 同 藤井 幸信
 同 米子同 同 藪田美智明
 同 岩美蚕業技術指導所 同 眞木 悦雄
 同 八頭蚕業技術指導所 雇 山榘 義信
 同 東伯蚕業技術指導所 同 岸本 信義
 同 坂根 豊
 同 武信博太郎

◇鳥取縣告示第二百九十九号

昭和二十六年度第二回保健婦、助産婦、看護婦試験を次のように実施する。

昭和二十六年七月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、試験期日と施行場所

助産婦 学説	昭和二十六年八月七日	午前九時より	鳥取市東町
助産婦 実地	昭和二十六年八月二十三日	"	鳥取県会議事堂
看護婦 学説	昭和二十六年八月八日	"	"
看護婦 実地	昭和二十六年八月九日	"	"
保健婦	昭和二十六年八月二十二日	"	"

- 願書提出期限と添付書類
- 昭和二十六年七月三十一日までに次の書類を添えて衛生部医務課に提出すること、但し郵送の場合は三十一日附の消印のあるものは受付ける。
- 願書
- 履歴書
- 戸籍抄本
- 助産婦又は看護婦各々の学術を一年以上修めた証書または、証明書 但し保健婦の場合は知事の行う五箇月養成講習会の修了証書の寫し
- 健康診断書
- 手札型寫眞一葉(六箇月以内に寫した正面上半身のもの)
- 手数料(保健婦、助産婦二〇〇円 看護婦一五〇円)は現金又は小替爲で納めること。
- 願書受付けを了つた者に対しては受験票を送付する。
- 試験に関する照会は返信料を添えること。

◇鳥取縣告示第三百号

家畜傳染病が次のとおり発生した。

昭和二十六年七月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

家畜傳染病の種類	患者及び疑似患者の頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となるべき事項
馬傳染病	馬 患者一頭	西伯郡大高村大字尾高一五二番地	昭和二十六年六月二十五日	六月二十八日殺処分す

◇鳥取縣告示第三百二二号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十六年七月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、国民健康保険を行う村 東伯郡上小鴨村
- 一、認可年月日 昭和二十六年六月二十八日

◇鳥取縣告示第三百三三号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條の十二の規定に基き條例の改正を認可した。

昭和二十六年七月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、国民健康保険を行う村 岩美郡宇倍野村
- 一、認可年月日 昭和二十六年六月二十八日

教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第三号

県立学校授業料徴收條例(昭和二十二年鳥取県條例第三十八号)第二條第二項の規定により県立学校授業料減免規則を次のように定める。

昭和二十六年七月十日

鳥取県教育委員會委員長 安田 貞栄

- 第一條 授業料の減免を受けることのできる者は、家計

(様式一)

授業料減免願書

受付番号			
決定番号			
本籍地			
現住所			
氏名	生年月日		
在学学校			
課程	学年		
減免を受けんとする 理由			

県立学校授業料減免規則第 2 條の規定により本学年間の授業料の減免方願出でます。

昭和 年 月 日

本人 氏名
保護者連署 印

鳥取県教育委員会殿

困窮のために授業料の支弁が困難であると認められる者で操行、学業共に良好な者でなければならぬ。

第二條 授業料の減免を受けようとする者は授業料減免願書(様式第一号)に在学学校長の推せん書(様式第二号)および市町村長の調査書(様式第三号)を添え学校長を経て教育委員会に願出しなければならぬ。

第三條 授業料の減免は全額免除および半額免除とする。

第四條 教育委員会は授業料減免審査委員会の審査に基づき毎年その該当者を決定する。

第五條 授業料減免の期間は決定の翌月からその学年度末までとする。但し期間満了後改めて出願することができる。

第六條 授業料の減免を受けている者が次の各号の一に該当するときは、その決定を取消することができる。

- 一、減免の必要がなくなつたと認められたとき。
- 二、日本育英学資金又は母子福祉学資金の貸与を受けるに到つたとき。

第七條 授業料減免審査委員会その他この規則の運用に

ついて必要なことは教育長が定める。

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十六年四月一日から適用する。

00045

様式第二号の(1)

授業料減免推薦書

課程	学年	氏名
----	----	----

学校長
総合所見

県立学校授業料減免規則第2条の規定に基づき別紙の通り学業、品行、身体の発達記録を添付すると共に上記所見を附して推薦致します。

昭和 年 月 日

学校長氏名

印

00046

様式第二号の(2)

受番	付号	決番	定号
----	----	----	----

学業、品行、身体調査書

氏名	科目	学年	転入学年月日	昭和	年	月	日	転入	入学	考	身体状況									
											身長 cm	体重 kg	胸囲 cm	ツェルンツェルン	リアクティブ	授時	出日	席数	欠席時数	既応症
	第一学年																			
	第二学年																			
	第三学年																			
	第一学年																			
	第二学年																			
	第三学年																			
学校長所見																				

記載上の注意

- 1、学科科目は実習科目とする。
- 2、成績評価面は生徒指導要録を総合して5、4、3、2、1、に より記入すること。

